

平成 30 年度 第 11 回天竜区協議会

次第

日時：平成 31 年 2 月 25 日（月）

午後 2 時 00 分から

会場：二俣協働センター ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

(1) 協議事項

ア 天竜 B&G 海洋センター屋根改修工事について【資料 1】

イ 浜松市市民協働を進めるための基本指針（案）のパブリック・コメント
実施について【資料 2】

(2) 報告事項

平成 31 年度天竜区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について

【資料 3】

(3) その他

地域課題について

浜松市におけるコミュニティ・スクールの推進について

5 その他

(1) 次回開催予定

日時 平成 31 年 3 月 20 日（水）午後 3 時

会場 天竜区役所 21・22 会議室

6 閉 会

【資料 1】

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	天竜 B&G 海洋センター屋根改修工事について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	【背景】 <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 9 月 30 日の台風 24 号の影響により天竜 B&G 海洋センターの屋根が被災。 被災箇所の調査の結果、平成 31 年 1 月から 3 月 31 日までの工期にて、被災箇所の復旧及び被災箇所以外の調査を実施。 契約後、工事材料の発注を行ったが、鉄骨等の納期が長期化しており、資材調達に時間を要することが判明したため工事期間等を変更するもの。
対象の区協議会	天竜区協議会
内 容	【変更の内容】 <ul style="list-style-type: none"> 被災箇所の復旧工事、被災箇所以外の調査 (変更前) 平成 31 年 1 月 8 日～平成 31 年 3 月 31 日 (変更後) 平成 31 年 1 月 8 日～平成 31 年 5 月 31 日 施設仮再開予定 (変更前) 平成 31 年 4 月 1 日 (変更後) 平成 31 年 6 月 1 日 【今後の予定】 (当初予定と変更なし) <ul style="list-style-type: none"> 被災箇所以外の設計業務 平成 31 年度中 被災箇所以外の改修工事 平成 32 年度中 改修工事中は施設休館とし、平成 32 年度中に再開する予定
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 12 月 天竜区協議会にて協議実施 進捗について今後天竜区協議会へ報告する。
担当課	スポーツ振興課、天竜区まちづくり推進課

【資料 2】

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	浜松市市民協働を進めるための基本指針（案）のパブリック・コメント実施について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市市民活動基本指針は、「市民と行政との協働によるまちづくり」を目的として、平成 14 年 2 月に策定された。 <p>○現状・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働の姿は時代とともに変化しており、市民と企業、NPO と自治会、NPO と企業などの様々な協働の姿がある。今後こうした協働が期待される。 ・ 多様な主体が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすことにより、様々な協働の形によるまちづくりを含めた、多様な主体によるまちづくりを実現していく必要がある。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属機関である浜松市市民協働推進委員会から平成 27 年に指針改訂の提言を受け、同委員会において審議を重ね、案を策定した。 ・ パブリック・コメントを実施し、平成 31 年 7 月施行を予定している。
対象の区協議会	全区協議会
内 容	<p>○指針の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指針のあり方を「市民と行政との協働」から「多様な主体による協働」に変更し、多様な主体によるまちづくりの実現を目指すものとする。 ・ 基本的な考え方として 3 つの柱を定めて取組みの道筋を示す。市民、市民活動団体、事業者、市という 4 つの主体について将来像を示す。 ・ 多様な主体が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすという、多様な主体によるまちづくりの実現に繋げていく。 <p>○案の公表及び意見募集期間</p> <p>平成 31 年 2 月 15 日（金）から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで</p> <p>○案の公表先</p> <p>市民協働・地域政策課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメ PR コーナー（市役所本館 1 階ロビー）にて配布 市ホームページ (https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp)</p> <p>○市の考え方の公表時期（予定）</p> <p>平成 31 年 6 月</p>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	施行時期（予定）：平成 31 年 7 月
担当課	市民協働・地域政策課

新指針の
ポイント

多様な主体によるまちづくりを実現する

- ・ 3つの柱を定めて取組みの道筋を示す
- ・ 4つの主体（市民、市民活動団体、事業者、市）の将来像を示す

（新指針名）浜松市市民協働を進めるための基本指針

— 多様な主体によるまちづくりを実現するために —

1 基本指針の概要

（1）指針の目的

本指針の目的 — 多様な主体によるまちづくりの実現のために —

- ・ 現在の社会情勢や今後の動向を踏まえ、市民協働の未来を示す
- ・ 担い手を増やし、多様な主体が相互理解を深めることで、連携が多様化、活発化すると考え、各主体の特徴や役割、責任を示す
- ・ 多様な主体が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすという、多様な主体によるまちづくりの実現に繋げていく

（2）まちづくり・市民協働とは

「市民協働によるまちづくり」

豊かな特性を持った市民、市民活動団体、事業者及び市の各主体が、互いを理解し、信頼し、想いを共有し、対等な立場で手を取り合いながら、市民一人ひとりが幸せに暮らせる浜松市にするために主体的に取り組んでいくことである。

2 都市の将来像

平成26年12月に策定した浜松市未来ビジョンでは、1世代（＝30年）先を未来の理想の姿として、都市の将来像を定めている。長期的な展望に立って、課題を認識した上で、希望に満ちた未来を創造する。

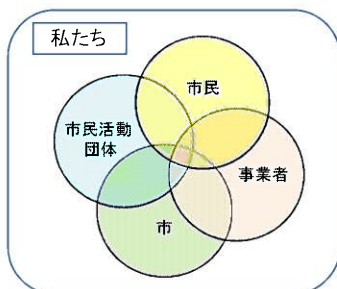
都市の将来像

市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』

— 小さな歯車が重なって大きな‘こと’を動かす【市民協働】 —

3 基本的な考え方

都市の将来像を実現するために、基本的な考え方として「私たち」が取り組む3つの柱を定め、豊かで活力ある多様な主体による地域社会を築くため、協力連携していく。



※市民、市民活動団体、事業者、市の全ての主体を指して「私たち」とする

※円の重なりは、各主体が協働していく姿を示すもの

(1) 広げる — まちづくりへの関心を高める —

- ・ 潜在的なまちづくりの担い手が行動を起こすために、市民協働の意識を“広げる”
- ・ 多様な市民・団体が存在する浜松市では、将来その担い手となり得る潜在的な人材が豊富であり、まちづくりへの関心を高め、世代や事情に応じて、多彩な形でまちづくりに参加できる仕組みを整えることで、市民協働の意識を広げていく

まちづくりに関わっていく意識を育てます

- ・ 潜在的な担い手に向けて、自らの活動の意義や解決を目指す社会的課題をわかりやすく情報提供し、想いの共有に繋げる
- ・ 潜在的な担い手が、自分たちでまちづくりをするという当事者意識を育てる

まちづくりに参加しやすい仕組みを整えます

- ・ 潜在的な担い手に対して、活動への多様な関わり方を積極的に発信する
- ・ ボランティア参加や寄附等をきっかけとしてまちづくりに参加しやすい環境をつくる
- ・ 適応性、専門性の高い人材を育成するとともに、まちづくりに関わる活動が、働き手にとって魅力ある就労先となる環境をつくる

(2) 深める — まちづくりの担い手として行動する —

- ・ まちづくりの担い手としての当事者意識や活動を“深める”
- ・ 相手や社会から信頼される存在であるために、自立した責任ある活動をする

誰からも信頼される存在になります

- ・ それぞれの役割と責務を理解し、対等性、自主性、主体性を尊重し、公正性や透明性を確保しながら活動し、協働相手や協力者等の関係者と情報を共有する
- ・ 社会における役割を理解し、社会に対して正しく、かつわかりやすく情報発信することで社会における信頼性を高める

自立した活動を展開します

- ・ 社会的・地域的課題を解決するため、新しい仕組みや手法を生み出す環境づくりを進め、社会における新しい価値を創造する
- ・ 持続可能な活動をしていくために、自らの活動の社会的価値を追求し、自分たちの考えや取り組みを提案しながら、人材や活動資金を確保し活動する

(3) 繋がる — 市民協働でまちづくりの主役になる —

- ・ 協働によって効果的なまちづくりを進めるため、各主体が“繋がる”
- ・ お互いを補い、支え合うことに加え、明確な目標を共有し、良好な信頼関係を築く

相互支援機能を高めます

- ・ 活動を通じて得たノウハウや情報を適切に共有し合い、お互いの強みを活かした支援をするとともに、活動の質を高めていくために、人材面や資金面で支援し合う
- ・ 様々な世代の人たちがまちづくりに関わり、世代を超えて想いを共有し、支え合う

市民協働によって、まちづくりの主役になります

- ・ 繋がる場をそれぞれが工夫しつくることで、多様な協働を生み出す
- ・ 良好な信頼関係と情報共有により、高い創造性を持つ質の高い協働を生み出す
- ・ お互いが繋がることで市民協働を実践し、積極的に社会的課題の解決に取り組むことにより、まちづくりの主役になる

4 各主体の将来像

(1) 市民 当事者意識を持って地域や社会をつくる

子供から大人まで、全ての市民が浜松を創造し、地域や社会の一翼を担う主体として自分にできる行動をしている

- ・ 子供たちが、家庭、地域、企業、学校の連携した支援を受けて、社会貢献の意欲を高めている
- ・ 若い世代が、市民活動の意義や知恵を地域の先輩から受け継いでいる
- ・ いくつになっても、ボランティア活動などの社会貢献活動に携わり、いきいきと活動している
- ・ よりよいまちづくりを行うために、自分の意見を述べ、提案する力を持っている

(2) 市民活動団体 高い信頼性を持ち市民協働をリードする

困りごとを解決するためのリーダーとして、想いを持って多様な主体と協働しながら、持続可能な活動を展開している

- ・ 誠実に説明責任を果たし、高い信頼性のもと市民参画の場をつくっている
- ・ 中間支援組織の充実により、市民活動団体を育てる体制が実現している
- ・ 地域コミュニティ活動を通して、地域の活性化が図られている
- ・ 様々な個人・団体から人材や資金を獲得しながら、自立して活動している

(3) 事業者 事業活動と社会貢献で社会にアプローチする

本業と地域や社会への貢献の両方を通じて企業価値を高め、社会に欠かせない存在として活躍している

- ・ 事業活動が発展的に展開されており、安定した雇用を通じて地域や社会に貢献している
- ・ 地域や社会における課題や責任を理解し、持続可能なまちづくりに取り組んでいる
- ・ 市民や市民活動団体が行う多様な活動に共感し、それぞれに合った手法（地域のプロジェクトへの参加や寄附等）で協働している
- ・ 従業員が地域貢献やボランティア活動に携わり、やりがいや充実感を感じながら働いている

(4) 市 多様な主体が市民協働に参画する環境を整える

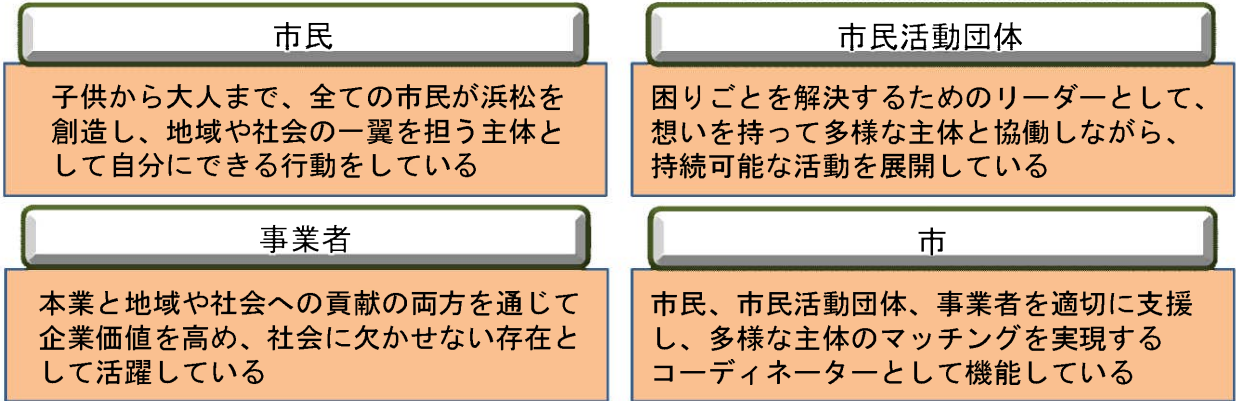
市民、市民活動団体、事業者を適切に支援し、多様な主体のマッチングを実現するコーディネーターとして機能している

- ・ きめ細かな情報を提供し、多様な主体と開かれた自由な議論ができている
- ・ 多様な主体が十分に活用できる協働するための場を提供している
- ・ 適応性と専門性の高い職員により、多様な主体を把握し、その活動や意向を尊重しながら、協働を推進している
- ・ 協働センター等を拠点として、コミュニティ担当職員が積極的にコミュニティ組織を支援し、コミュニティ組織と協働している

都市の将来像

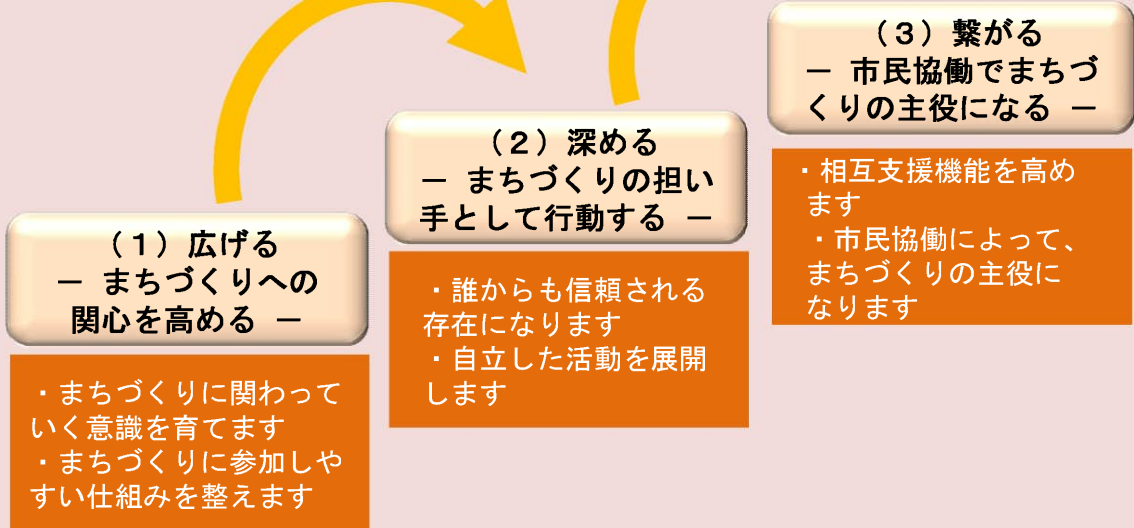
市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』
 - 小さな歯車が重なって大きな‘こと’を動かす【市民協働】 -

各主体の将来像



基本的な考え方(3つの柱)

各主体が取り組む3つの柱



4つの主体



第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	平成 31 年度天竜区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>平成 31 年度浜松市予算編成における天竜区役所費に関しては、9 月開催の区協議会にて諮問を行い、10 月開催の区協議会において答申を得た。</p>
対象の区協議会	天竜区協議会
内 容	<p>平成 31 年度天竜区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について報告するもの。</p> <p>詳細は別紙のとおり。</p>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	天竜区 区振興課

平成31年度 天竜区役所費 予算案の概要

天 竜 区 役 所

(単位：千円)

費用項目	31年度当初 予算額A	30年度当初 予算額B	増減 (A-B)	内 容
天竜区役所費	415,731	365,802	49,929	
人件費	1,831	1,781	50	区協議会委員報酬(職員の人件費は除く)
区管理運営事業	117,142	96,668	20,474	庁舎、公有財産、公用車の維持管理、区役所運営に要する経費
協働センター等管理運営事業	190,182	167,340	22,842	ふれあいセンター8館及び春野、佐久間、水窪、龍山、二俣協働センターの管理運営に要する経費
区協議会運営事業	140	224	▲ 84	天竜区協議会の運営に要する経費
地域力向上事業	28,107	28,355	▲ 248	
市民提案による住みよい地域づくり助成事業	4,400	6,000	▲ 1,600	市民協働の理念のもと、市民提案やアイデアを基に実行する事業に対する補助金
区民活動・文化振興事業	18,481	16,584	1,897	市民協働の観点を取り入れた、地域の活性化に要する経費 ・すみれの里づくり事業、綱引きによるまちづくり推進事業 など
区課題解決事業	5,226	5,771	▲ 545	市民協働の観点を取り入れた、区内の課題解決に要する経費 ・子育て支援、家庭教育推進事業、天竜区暮らし見える化事業 など
行政連絡文書配布事業	30,611	30,205	406	広報紙など行政連絡文書配布にかかる自治会組織への委託等に要する経費
旧天竜地域自治区分るさとづくり事業基金積立金	2	5	▲ 3	利子積立金
自治会振興事業	22,330	16,892	5,438	
自治会集会所整備助成事業	6,735	2,120	4,615	各自治会所有の集会所の施設整備に対する補助金
防犯灯設置維持管理助成事業	15,595	14,772	823	防犯灯の設置やLED化、維持管理に対する補助金
鹿島花火大会開催事業	4,819	4,549	270	鹿島花火大会開催に対する負担金
天竜区交流促進事業	11,688	11,688	0	天竜区各地(天竜、春野、佐久間、水窪、龍山)の産業観光まつり開催に対する負担金
森林のまち童話大賞事業	5,034	4,250	784	森林のまち童話大賞事業実施に要する経費
天竜区駅伝大会事業	3,845	3,845	0	天竜区各地(天竜、春野、佐久間、水窪)の駅伝大会開催に対する負担金

平成31年度 地域力向上事業一覧

区分	No	事業名	区分	No	事業名	
区民活動・文化振興事業	1	天竜区サイクリスト誘致事業	区課題解決事業	1	天竜区暮らし見える化事業	継続
	2	天竜区文化振興事業		2	天竜区伝統文化振興事業	継続
	3	市民協働による文化振興事業		3	桜の名所保護事業	継続
	4	文芸誌「天竜文芸」発行事業		4	子育て支援・家庭教育推進事業	継続
	5	天竜区青少年事業		5	狩猟従事者事故防止・後継者育成事業	継続
	6	すみれの里づくり事業		6	天竜区充電設備設置導入支援事業	継続
	7	蕎麦の里づくり事業		7	第2種協働センターを核とした地域課題解決事業	継続
	8	水窪仮装コンクール		8	天竜区河川環境保護事業	継続
	9	綱引きによるまちづくり推進事業		9	春野地区災害対策現況確認事業	継続
	10	秋葉ダムマラソン大会開催支援事業				
	11	天竜川とともに生きる文化伝承事業				
	12	二俣未来まちづくり事業				

平成31年度 天竜区に関わる主要事業の概要(天竜区役所費以外)

項目	事業名	事業内容	新規継続	区役所担当課
情報政策推進費				
1	社会情報基盤整備充実事業	天竜区内に設置している中波ラジオ放送(SBS)の中継・放送施設設備(竜頭山、天竜、龍山、春野、佐久間、水窪)を維持管理する事業	継	区振興課
市民協働推進費				
2	協働センター等施設整備事業	協働センター及びふれあいセンターの施設を維持するための事業(非常用発電装置設置事業、その他修繕・工事関係経費等)	継	まちづくり推進課
3	はままつ暮らし促進事業	人口社会増に向けた移住相談体制の強化を図るため、浜松市全域の移住に関するワンストップ窓口となる「浜松市移住相談センター」を設置し、中山間地域をはじめとした浜松市への移住・定住を促進する事業 ・浜松暮らしホームページの充実 ・移住相談会の開催 ・移住コーディネーターによる中山間地域への移住促進	継	区振興課
4	地域施設管理運営事業	龍山森林文化会館、春野文化センターの貸館の受付や利用案内、生涯学習講座や文化・スポーツ振興事業にかかる事務などの管理運営業務を地域組織へモデル的に委ねる事業	継	まちづくり推進課
中山間地域振興費				
5	中山間地域まちづくり事業	中山間地域の地域密着型NPO法人や中山間地域と連携している都市部のNPO法人が、地域課題解決や地域振興のために行う活動(提案事業)に対して、その活動原資となる資金を交付する事業 ※交付率は10/10以内(人件費比率は事業費の1/2以内、上限額は10,000千円)、事業期間は2年以上4年以内	継	区振興課
6	市内間交流事業	中山間地域と都市部の交流促進を図る事業 ・子ども中山間地域交流事業、「ザ・山フェス」開催事業、おとな中山間地域交流事業	継	区振興課
7	移住促進空き家活用事業	中山間地域振興のため、都市部からの移住・定住の促進事業を展開し、集落の維持・活性化を図る事業 ・Welcome集落事業、田舎暮らしお試し住宅事業、移住促進空き家活用奨励金、居住促進事業	継	区振興課
8	生活支援事業	少子高齢化により生活扶助や集落機能の維持が困難な地域において、集落支援策を展開して、集落の維持・活性化を図る事業 ・山里いきいき応援隊事業、乗用モノレール整備事業、中山間地域あらたな仕事づくり研究事業、原材料支給事業	継	区振興課
9	中山間地域コミュニティビジネス起業資金貸付事業	市内中山間地域に移住してコミュニティビジネスを起業しようとする者に対し、起業資金を貸与し、移住や起業を促進することで地域の振興を図る事業 ※貸付限度額100万円	継	区振興課
防災費				
10	情報通信事業	各地域の同報無線設備を維持していく事業 ※設備保守を継続 ※設備(屋外アンテナ等)の修繕	継	区振興課
11	自主防災隊資機材等整備助成事業	自主防災隊の資機材等整備に対して経費の一部を助成する事業 ※活動事業費:事業費の2/3(5万円・世帯×70円) ※倉庫整備費:事業費の1/2(20万円限度)	継	区振興課
12	防災施設・資機材維持管理事業	防災資機材の維持管理事業 ・緊急用浄水装置点検業務 ・防災センター電動シャッター設備点検 等	継	区振興課

項目	事業名	事業内容	新規 継続	区役所 担当課
教育総務費				
13	通園・通学バス運行事業	天竜区内の幼稚園・小中学校における通園・通学支援のため、通園・通学バス等を運行する事業	継	区振興課、 協働センター
文化振興費				
14	さくま国際交流コンサート等 開催事業	さくま国際交流音楽指導講座 音楽を通じた国際交流を図るため、国際的音楽家による指導講座、ウィーン交流コンサートなどを開催する事業 ※平成31年9月下旬に開催予定	継	佐久間 協働センター
15	天竜ものづくり継承施設 管理事業	「本田宗一郎ものづくり伝承館」において、氏の「人となり・ものづくり精神」を紹介するとともに、ワークショップなど体験活動をとおりて氏を顕彰する事業 ※NPO法人本田宗一郎夢未来想造倶楽部に管理運営を委託	継	まちづくり 推進課
スポーツ文化推進費				
16	スポーツ発信交流事業・ 各種国際大会・全国大会等開 催支援事業	天竜ボート場を会場に、第31回目となる全国高等学校選抜ボート大会を開催する事業 ※32年3月下旬に開催予定	継	まちづくり 推進課
17	生涯スポーツ振興事業・ 体育振興会等地域スポーツ 普及事業	各地域のスポーツ行事の企画・運営について体育協会等へ委託して実施する事業	継	まちづくり 推進課
18	スポーツ施設運営事業・ 天竜体育館等管理運営事業	スポーツ施設(指定管理)を管理運営する事業 ・天竜体育館 ・天竜庭球場 ・天竜武道館 ・船明ダム運動公園 ・水窪総合体育館	継	まちづくり 推進課
19	スポーツ施設運営事業・ 天竜ボート場管理運営事業	スポーツ施設(指定管理)を管理運営する事業 ・天竜ボート場	継	まちづくり 推進課
20	スポーツ施設運営事業・ 三ヶ日B&G海洋センター等 管理運営事業	スポーツ施設(指定管理)を管理運営する事業 ・天竜B&G海洋センター	継	まちづくり 推進課
21	スポーツ施設運営事業・ 半田山グラウンド等 管理運営事業	スポーツ施設(市直営)を管理運営する事業 ・龍山健康増進センター ・佐久間瞑想館 ・水窪テニスコート ・水窪小畑プール、水窪長尾プール ・上阿多古運動場、春野総合運動場、春野犬居スポーツ広場、春野熊切スポーツ広場、春野気田スポーツ広場、水窪グラウンド、龍山総合運動場	継	まちづくり 推進課
22	スポーツ施設運営事業・ スポーツ施設整備事業	各地域のスポーツ施設を維持するための事業(修繕工事等) ・競技艇更新事業	継	まちづくり 推進課
生涯学習費				
23	生涯学習施設運営事業 生涯学習施設整備事業	各地域の生涯学習施設を維持するための事業 ・天竜壬生ホール(指定管理) ・春野文化センター(市直営) ・佐久間歴史と民話の郷会館(市直営) ・水窪文化会館(市直営) ・龍山森林文化会館(市直営)	継	まちづくり 推進課
文化財費				
24	文化財施設公開事業	文化財施設の公開に関する事業 ・田代家住宅(管理運営委託) ・内山真龍資料館(市直営)	継	まちづくり 推進課

項目	事業名	事業内容	新規継続	区役所担当課
青少年活動費				
25	天竜自然体験センター運営・管理事業	天竜自然体験センター「湖畔の家」を管理運営する事業(指定管理)	継	まちづくり推進課
ごみ減量推進費				
26	ごみ減量・リサイクル推進事業	資源物集団回収を行う団体に対して助成する事業 ※回収量に応じて助成を行う	継	まちづくり推進課
27	地域環境美化活動推進協力金交付事業	ごみ・資源物の分別及び排出の指導等、全自治会に自主的な環境美化活動を推奨していくため「地域環境美化活動推進協力金」として世帯数に応じて自治会に交付する事業	継	まちづくり推進課
浄化槽普及費				
28	浄化槽助成事業	合併浄化槽の整備等に対して助成する事業	継	まちづくり推進課
観光交流振興費				
29	相津マリーナ維持管理事業	相津マリーナを管理運営する事業(指定管理)	継	まちづくり推進課
30	東海自然歩道維持管理事業	春野・龍山・天竜地域の東海自然歩道を維持管理する事業	継	まちづくり推進課
31	観光施設維持修繕事業	各地域の観光施設を維持修繕する事業	継	まちづくり推進課
32	観光案内推進事業	天竜ツーリズムセンター業務を運営する事業	継	まちづくり推進課
交通政策推進費				
33	バス路線運行助成事業	天竜区の基幹的バス路線の維持のために、交通事業者に運行経費の一部を助成する事業 遠鉄バス:北遠本線(H31.9月末まで)、秋葉線(春野⇄西鹿島)、阿多古線(H31.9月末まで) 秋葉バスサービス:秋葉線(春野⇄袋井・森)	継	まちづくり推進課
34	バス路線運行事業	天竜区の基幹的バス路線の維持のために、交通事業者に運行委託する事業(H31.10月から) ・北遠本線(西鹿島駅⇄水窪) ・阿多古線(西鹿島駅⇄くま水車の里)	新	まちづくり推進課
35	ふれあいバス運行事業	通院、買物など日常生活における交通確保のために、「地域ふれあいバス」を運行する事業 天竜、春野、佐久間、水窪、龍山地域 31路線	継	まちづくり推進課
36	公共交通空白地有償運送事業	公共交通空白地域内の移手段確保のため、NPO法人により運行されている輸送サービスの運行経費の一部を助成する事業 ・対象団体:がんばらまいか佐久間、春野のえがお	継	まちづくり推進課
37	ICTシステムによる地域バス等実証運行事業	公共交通空白地の地域バス及びNPOタクシーの運行の効率化及び地域振興に不可欠な公共交通として再構築する事を目的に、ICTシステムを活用した地域バス、NPOタクシーの実証運行を実施する事業 ICT:Information and Communication Technology ネット環境を利用した予約、配車、運行ルート効率化	継	まちづくり推進課
公共建築費				
38	公共建築物耐震化推進事業	大規模空間を持つ公共建築物の吊り天井などの非構造部材について、落下防止対策を行うことにより、施設利用者の安全確保を図る。 天竜区対象施設:春野文化センター	継	まちづくり推進課
アセットマネジメント推進費				
39	公有財産維持管理事業	公有財産の売却及び維持管理など、適正な資産管理を行う事業。 天竜区対象事業:旧水窪山村開発センター解体に伴う設計委託	新	まちづくり推進課

項目	事業名	事業内容	新規継続	区役所担当課
障害者福祉費				
40	地域活動支援センター事業	要件を満たした特定非営利活動法人に地域で暮らす障がいのある人への生産活動や社会との交流機会の場の提供を委託し、在宅生活の支援を行う事業 ・春野、佐久間に各1箇所	継	社会福祉課
教育総務費				
41	放課後児童会運営支援事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後、適切な遊び、生活の場を提供する事業 ・放課後児童クラブ 2箇所(4クラブ) ・浜松市放課後こども教室 6箇所	継	社会福祉課
子育て支援費				
42	地域子育て推進事業	乳幼児及び保護者が交流できる場を提供するとともに、子育てでの相談、情報提供などの支援を行う事業 ・中山間地域親子ひろば 4箇所	継	社会福祉課
保育所費				
43	保育ママ事業	天竜区において、保育士等の自宅又はその他適切な場所において児童を保育することにより児童の健全な育成を図る事業	継	社会福祉課
老人福祉費				
44	敬老支援事業	長寿の高齢者に敬老祝金・祝品を贈り、自治会等が行う敬老会の開催費を補助する事業	継	長寿保険課
介護保険費				
45	中山間地域介護サービス利用支援事業	中山間地域介護サービス利用支援事業 ・中山間地域介護サービス事業を実施する事業者に対し、移動に係る経費について補助する事業 中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成事業 ・中山間地域における訪問系の居宅(介護予防)サービスには特別地域加算(15%)が行われることから利用者負担額も増額されるため、その一部を助成する事業	継	長寿保険課
46	(介護保険事業特別会計) 元気はつらつ教室事業	閉じこもり、認知症、うつなどの予防・支援が必要な事業対象者及び要支援1・2該当の高齢者を対象に、趣味活動や日常動作訓練などの通所型介護予防・日常生活支援サービスを行なう事業	継	長寿保険課
47	(介護保険事業特別会計) 地域包括支援センター運営事業	高齢者の介護予防、権利擁護、適切なサービス提供等を行う総合相談窓口である地域包括支援センター(高齢者相談センター)を運営する事業【天竜区内2箇所(支所3箇所)】	継	長寿保険課
健康医療総務費				
48	春野歯科診療所管理運営事業	春野協働センター内に開設している公営の歯科診療所を運営する事業	継	健康づくり課
49	龍山診療所・龍山歯科診療所運営支援事業	龍山診療所、龍山歯科診療所の開設者に施設・設備を貸与するとともに、運営経費の一部を助成する事業	継	健康づくり課
50	救急医療事業	天竜保健福祉センター内の診察室において、休日等に磐周医師会の医師による救急診療を行う事業	継	健康づくり課
51	天竜区看護師等修学資金貸与事業	天竜区内の看護師等確保のため、天竜区内の医療機関に就職する意志のある看護学生に、修学資金を貸与する事業	継	健康づくり課
成人保健費				
52	健康診査事業	健康診査(がん検診等)を実施する事業 ・内容 胃がん・大腸がん・肺がん・婦人科がん(子宮がん・乳がん)前立腺がん検診や肝炎ウイルス検診等	継	健康づくり課
斎場費				
53	斎場運営事業 天竜斎場、春野斎場 佐久間・水窪斎場	3箇所の斎場施設の計画的修繕に努め、利用者が安全で安心して利用できる施設として管理運営する事業	継	区民生活課

項目	事業名	事業内容	新規継続	区役所担当課
農業振興費				
54	中山間地域等農業振興交付金事業	国の中山間地域農業の農業生産活動の継続により多面的機能の確保及び地域の活性化を目的とした、直接支払い制度に基づく交付金を交付する事業	継	農業振興課 天竜農業グループ
55	山間地域農業生産活動助成事業	山間地域における農業施設設備整備、農地造成などを行なう農業団体、農業者に助成する事業 ・補助率1/3以内(各事業により限度額あり)	継	農業振興課 天竜農業グループ
56	農作物被害対策支援事業	野生鳥獣の被害を防止するための事業 ・野生動物捕獲事業 （有害鳥獣駆除報償金） ・野生動物による農作物及び森林被害対策事業費補助金 （電気柵、ネットハウス、忌避剤等） ・農作物被害対策支援事業 （防護柵設置）	継	農業振興課 天竜農業グループ
林業振興費				
57	治山事業	山地災害等による被害の防止及び山林の機能を維持強化するため溪流や山腹斜面に治山施設を整備するとともに、荒廃地、荒廃危険地等の整備を実施する事業 ・県単独事業 2箇所 ・市単独事業 災害箇所	継	林業振興課天竜 森林事務所
58	カモンカ被害対策事業	人と野生動物の共生を図るため、県が定めた特定鳥獣保護管理計画に基づき、カモンカの適正な保護管理をする事業。 ・個体数調整、被害実態調査	継	林業振興課天竜 森林事務所
59	森林整備・林業振興事業	○利用間伐促進助成事業 持続可能な森林経営の実現と森林の有する多面的機能の維持管理増進を図るため、造林、保育及び間伐等の森林整備について助成する事業 ・森林環境保全直接支援事業費補助金 ・美しい森林づくり基盤整備交付金 ・合板・製材生産性強化対策事業費補助金 ○森林整備地域活動支援事業 計画的かつ適正な森林整備を推進するため、「森林経営計画」及び「施業集約化計画」等の地域活動経費の一部を助成する事業 ・森林整備森林整備地域活動支援交付金	継	林業振興課天竜 森林事務所
60	天竜材の家百年住居る助成事業	天竜材を一定量使用した住宅を建築するに当たり、その材料費の一部を助成する事業	継	林業振興課天竜 森林事務所
61	林道等整備事業	森林の持つ公益機能の維持・増進を図るため、開設・改良等を進める事業 ・公共林道整備事業 7路線(開設)1路線(改良・舗装) ・県単独林道整備事業 17路線(改良)1路線(舗装) ・市単独林道整備事業 2路線(舗装) ・林道維持修繕事業 203路線	継	林業振興課天竜 森林事務所
62	低コスト林業推進事業	木材生産の低コスト化を図るため、林業事業者等が行う林内道路網整備及び架線設置・撤去作業の経費の一部を助成する事業	継	林業振興課天竜 森林事務所
63	林業機械・施設整備事業	木材生産の低コスト化に資する高性能林業機械等の導入に対する補助金 (フォワーダ1台 グラップル1台 木材加工施設)	継	林業振興課天竜 森林事務所

項目	事業名	事業内容	新規継続	区役所担当課
道路費				
64	道路防災事業	(国交付金) 道路防災点検における要対策箇所対策工事を順次進める事業 ・国道152号(大井-地頭方) (市単独) 国県市道の法面防災対策を順次進める事業 ・主要地方道天竜東栄線(川坂) ・佐久間地八線(河内)	継	土木整備事務所
65	橋梁耐震補強事業	(国交付金) 緊急輸送道路の橋長15m以上(橋脚を有する)で、現行の耐震基準を満たしていない橋梁を対象に計画的に耐震補強を進める事業 ・国道152号(横山橋) ・両島二俣線(塩見渡橋) ・天竜東栄線(西渡橋) ・袋井春野線(青洞橋)	継	土木整備事務所
66	国県道整備事業	(市単独) 国県道の整備を進める事業 ・国道152号(船明南) (国交付金) 国交付金を受けて、国県道の整備を進める事業 ・国道152号(浜北～天竜BP)設計 ・国道152号(相月)	継	土木整備事務所
67	道路維持修繕事業	(国交付金) 国交付金を受けて、国県道の維持修繕を進める事業 ・トンネル補修 (国道152号(西川トンネル、大瀬トンネル)) (市単独・長寿命化推進事業) 単独費で国県市道の維持修繕を進める事業	継	土木整備事務所
68	道路維持修繕事業	(市単独) 国県道、市道の維持管理を行う事業 ・小破修繕業務 (倒木、落石、崩土の除去など軽微な維持修繕) ・道路除草業務(定期的な除草) ・舗装補修業務(小規模な舗装補修) ・雪氷業務 等	継	土木整備事務所
69	原田橋関連事業 (道路維持修繕事業)	(国交付金) 国交付金を受けて、(仮称)新々原田橋の架橋を進める事業 ・新々原田橋上部工(架設) ・新々原田橋取合い道路工 (市単独) 単独費で原田橋関連道路の維持修繕を進める事業 ・河川内仮設道路の維持管理	継	土木整備事務所
70	三遠南信自動車道関連整備事業	(国交付金) 国交付金を受けて、三遠南信自動車道関連整備を進める事業 ・三遠南信自動車道現道改良区間の橋梁詳細設計 (市単独) 単独費で三遠南信自動車道関連整備を進める事業	継	土木整備事務所
下水道関係費				
71	下水道事業	各地域の下水道施設を管理運営する事業 次の事業を実施 ・各処理区内の管きょ等維持修繕工事 ・気田、浦川、佐久間、城西浄化センターの運転管理 ・各処理区内の新規取付管設置工事	継	上下水道課

項目	事業名	事業内容	新規 継続	区役所 担当課
農業集落排水関係費				
72	農業集落排水事業	各地域の農業集落排水施設を管理運営する事業 次の事業を実施 ・両島、落合・石神、上市場処理場の運転管理 ・緑恵台地区の公共下水道への接続完了に伴う処理場解体 工事 ・各排水施設の維持修繕工事	継	上下水道課
水道関係費				
73	上水道事業	改良事業(配水管改良) ・仲町山王地内配水管改良 ・山東次郎八新田地内配水管改良 ほか ・春野町領家地内配水管移設改良(旧簡水) 管路耐震化事業 ・佐久間町山香導水管耐震化(旧簡水) 施設改良事業 ・佐久間外4地区遠方監視装置整備(旧簡水) ・渡ヶ島水道施設改良 ほか 施設耐震化事業 ・水窪町稲荷配水池耐震化(旧簡水)	継	上下水道課
74	飲料水供給施設等整備事業	安全で安定した飲料水が確保できるよう、維持管理の支援と 必要な改修工事を実施する ・飲料水供給施設維持管理支援事業 水質検査及び維持管理委託費への助成 ・飲料水供給施設修繕工事 松間唐井栗(天竜)飲料水供給施設修繕工事ほか ・飲料水供給施設整備事業 田黒(春野)飲料水供給施設改良整備事業 ほか	継	上下水道課
75	生活用水応援事業	生活用水の確保を支援する事業 ・水の宅配事業 ・施設改修助成事業 ・水質検査及び施設点検等の維持管理助成事業	継	上下水道課



天竜区協議会プレゼン資料

- 1 コミュニティ・スクール推進の背景と仕組み
- 2 浜松市のコミュニティ・スクールの仕組み
- 3 浜松市のコミュニティ・スクール導入・推進の考え方と計画
- 4 コミュニティ・スクール推進モデル校の実践例
(※リーフレット参照)

浜松市教育委員会 教育総務課 地域連携G

H31.2.25(月)

1

コミュニティ・スクール 推進の背景と仕組み

学校を取り巻く現状・課題

【子供】

- ・急激な社会情勢の変化を生き抜く力の定着

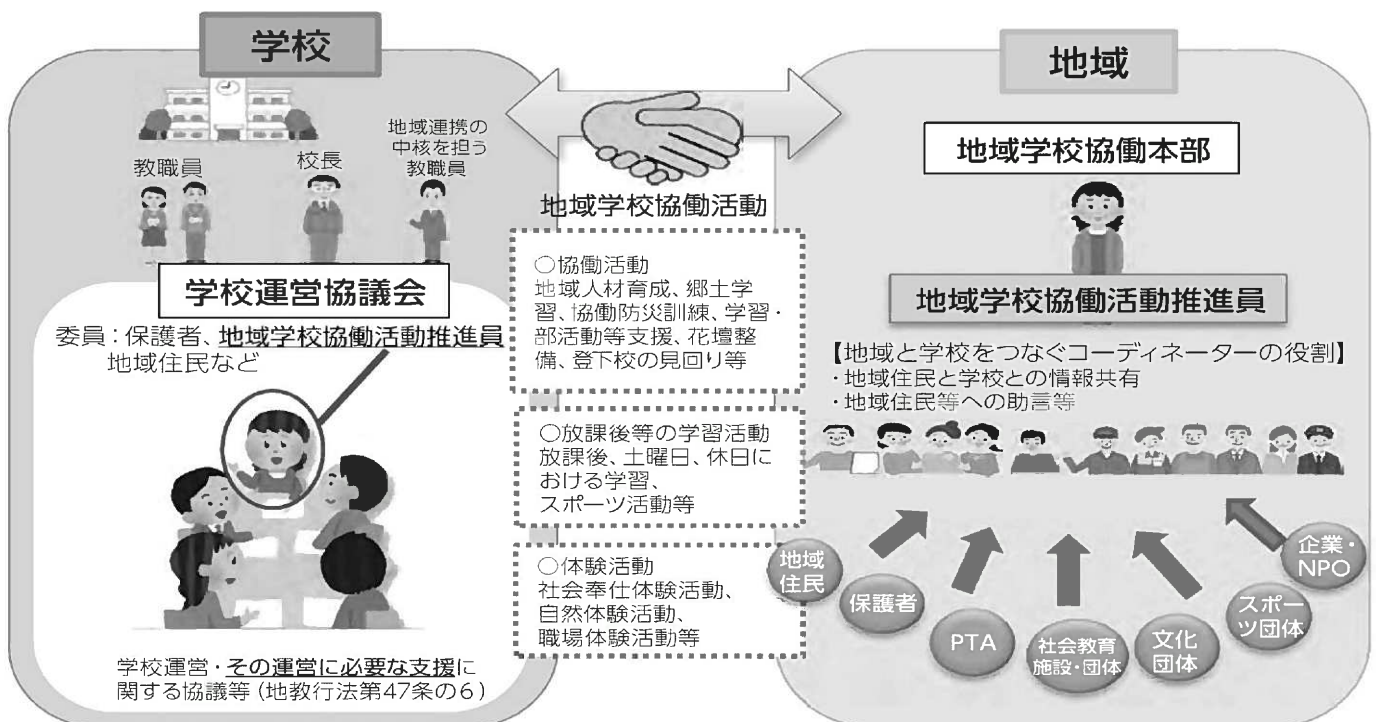
【地域・家庭】

- ・少子高齢化、地域コミュニティの弱体化
- ・地域からの孤立化、教育力の低下

【学校】

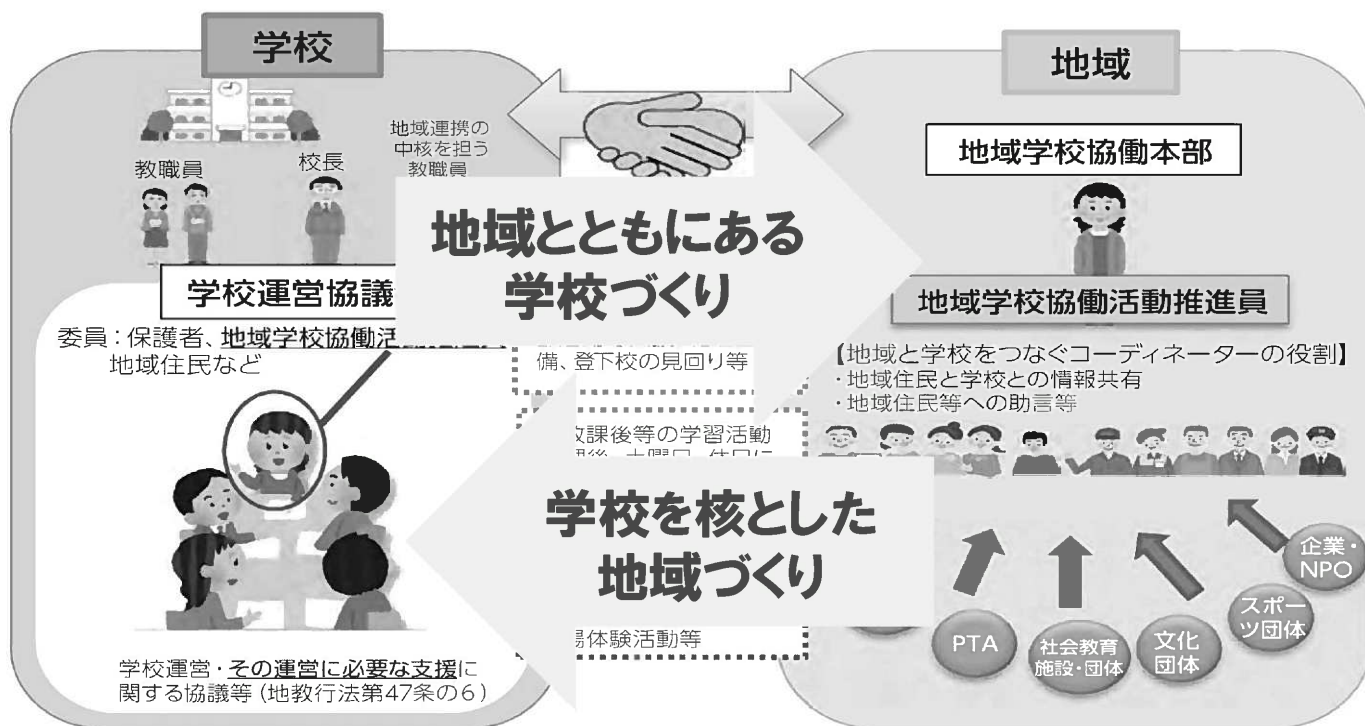
- ・抱え込み過ぎた業務量、働き方改革
- ・地域との壁がある学校文化

学校と地域の連携・協働（一体的推進）



※地域学校協働活動推進員
平成29年3月の社会教育法改正により、教育委員会が委嘱することができるようになりました。

学校と地域の連携・協働（一体的推進）



コミュニティ・スクールって何？



コミュニティ・スクールとは、

「**学校運営協議会**」を設置している学校
(学校運営協議会制度) (導入)



学校運営協議会って何？

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置
学校の運営 及び 学校への必要な支援に関して協議する機関

学校運営協議会がもつ3つの権限

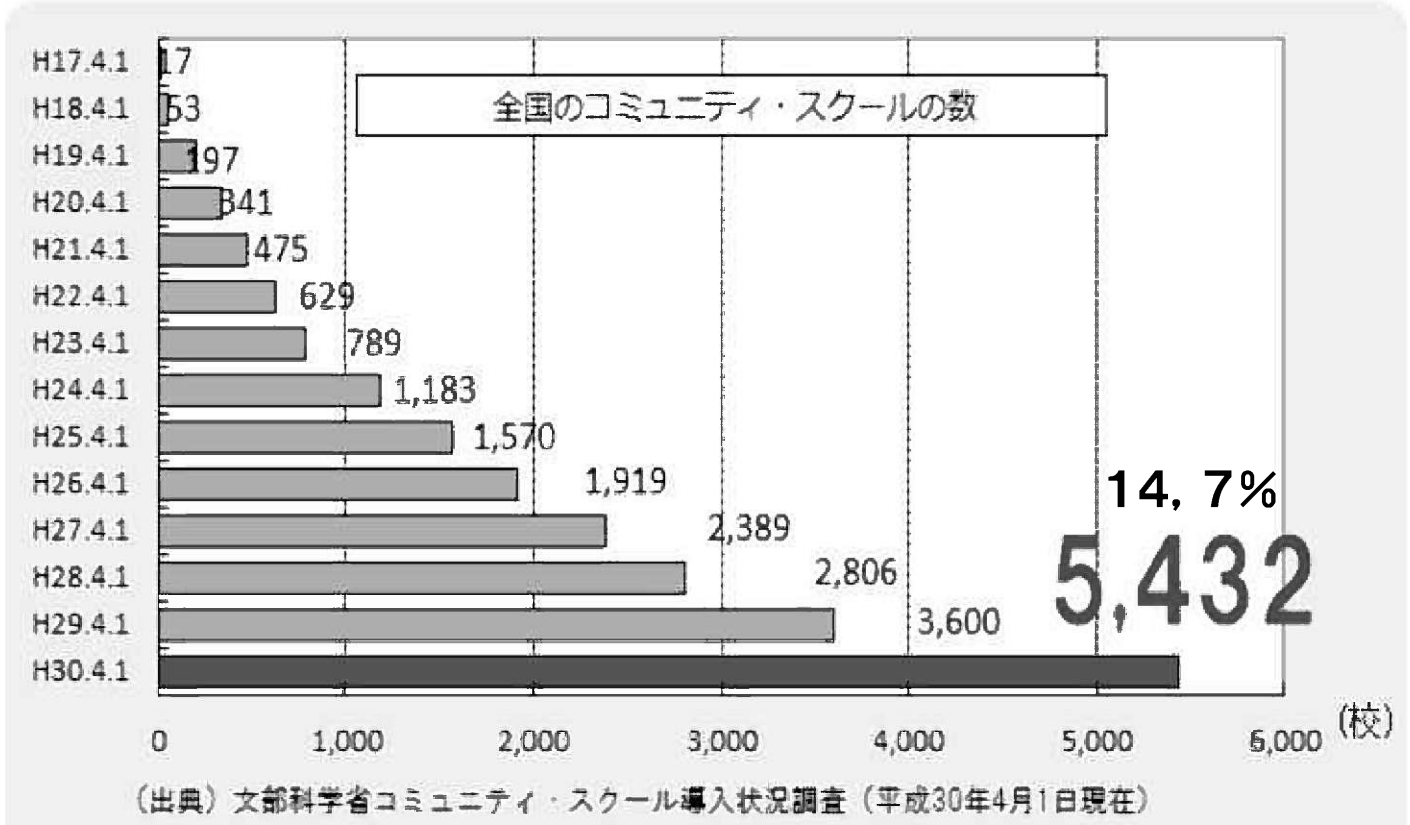
【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6】
H16制定、H29改正

- 校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる
ことができること
- 教職員の採用その他任用に関して、教育委員会規則に定める
事項について、教育委員会に意見を述べる
ことができること

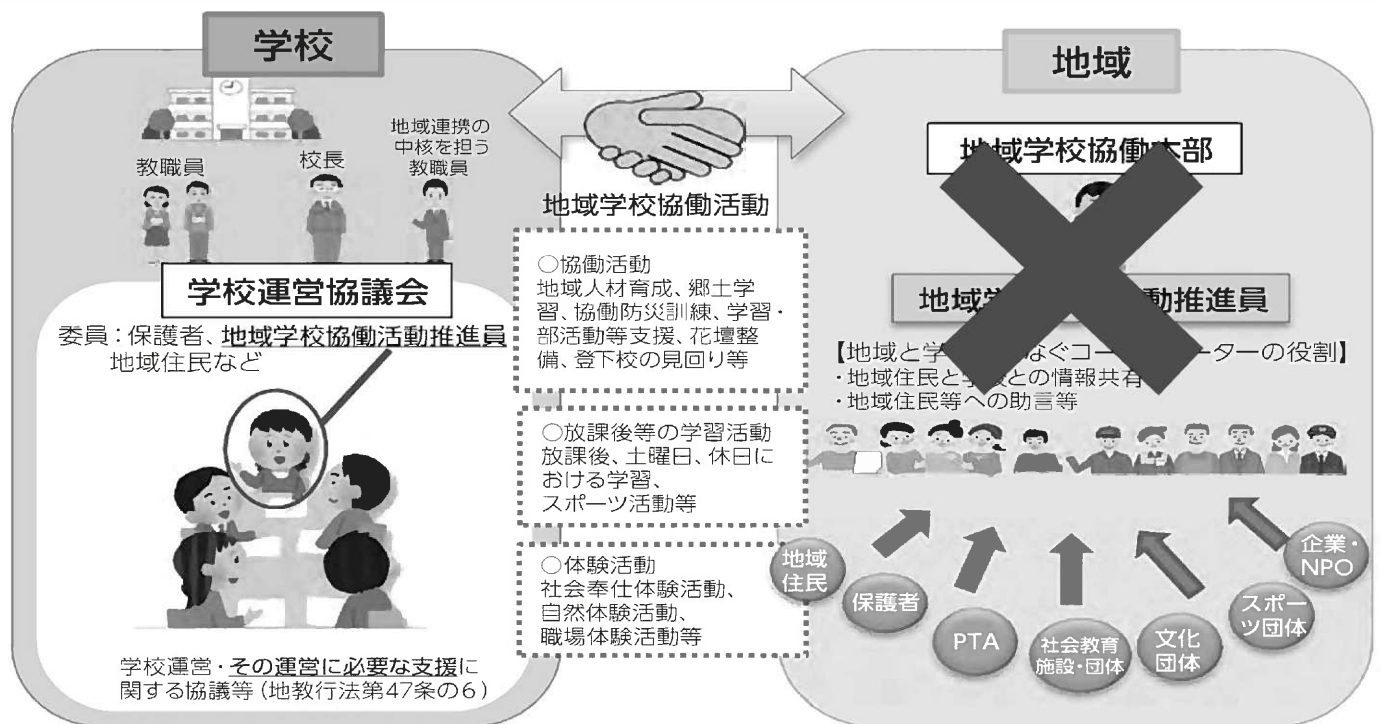
2

浜松市の コミュニティ・スクールの仕組み

全国のCS設置校数の推移



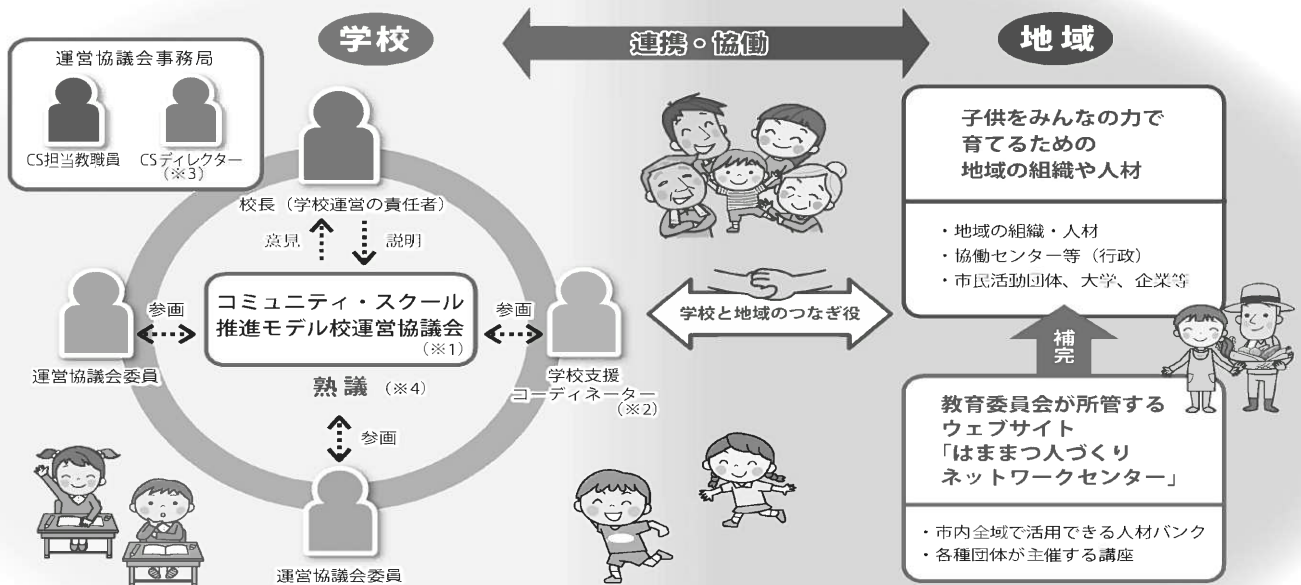
浜松市のコミュニティ・スクールに関わる現状



※地域学校協働活動推進員
平成29年3月の社会教育法改正により、教育委員会が委嘱することができるようになりました。

未来を創り出せる子供をみんなの力で育てる はままつ型コミュニティ・スクール

市民協働による人づくりの実現



- ※1 学校運営の基本方針や目指す子供の姿、学校の課題などを共有し、その実現や解決に向けた取組について話し合います。
※このリーフレットでは運営協議会と表記
- ※2 運営協議会での話し合いを受け、学校の運営に必要な支援をするために、学校と地域をつなぐ役割を果たします。
- ※3 運営協議会の議案書作成・印刷、議事録の作成など、事務的な役割を担います。また、中学校区内の他の運営協議会との連絡・調整を行います。
- ※4 多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のことです。

3

浜松市のコミュニティ・スクール 導入・推進の考え方と計画

浜松市のCSで目指したいこと

- 1 社会に開かれた教育課程の実現
- 2 教育活動の質の向上に向けた授業改善
- 3 キャリア教育の促進
- 4 学校、家庭、地域の役割の明確化と、協働すべき内容のすみわけ
- 5 既存の組織を整理した、柔軟で持続可能な仕組みの構築



学校運営協議会委員 と
学校評議員の違いは何？



	学校運営協議会委員	学校評議員
法的根拠	地教行法 第47条の6 浜松市教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより置くように努めなければならない	学校教育法施行規則 第49条 浜松市が定めるところにより置くことができる 浜松市立小中学校管理規則 第19条の14 置くものとする
役割の規定	○ 学校運営の基本方針の承認 ○ 学校運営について、意見を述べる ○ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる	学校運営に関し、意見を述べる
委員	浜松市教育委員会が任命 (特別職の臨時の公務員)	浜松市教育委員会が委嘱 (ボランティア)

浜松市のコミュニティ・スクールの導入・推進計画

【H30】

- ・モデル校17校、16協議会
- ・CS推進フォーラムの実施(1回)
- ・学校支援CDの研修会・連絡協議会の実施(7回)

【H31】

- ・モデル校の追加
- ・CS推進フォーラム
- ・協議会委員、学校支援CD、CSディレクター研修会
- ・校長、教頭、教員研修会

【H32】

- ・法に基づく学校運営協議会の本格導入
(※準備の整った学校から)